



7月12日付
申17号

「新潟支社の現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する申し入れ提出

「新潟支社の現業機関における柔軟な働き方の実現について」の提案を受けてから各職場で説明会が行われましたが、走りながらマイナーチェンジをしブラッシュアップしていく会社姿勢に、「将来が不透明」「これから仕事はどう変わるのか」等、組合員のみならず多く社員から不安の声が東日本ユニオン寄せられています。地本は申17号を申し入れました。

1. 「営業統括センター」設置によるメリット、デメリットを明らかにすること。
2. 本施策提案以降、現在までに新たに決定した内容について明らかにすること。
3. 営業統括センターを新潟、長岡の二箇所とした具体的な理由を明らかにすること。
4. 複数の駅を担当することで安全性は低下しないと具体的な理由を明らかにすること。
5. 複数の駅で勤務する場合、日毎、月毎など、どのような勤務指定とするのか明らかにすること。
6. 営業統括センターにおける勤務作成は誰が行うのか明らかにすること。
7. 勤務変更、緊急の呼び出し等があった場合の指揮命令系統を明らかにすること。
8. 前泊が必要な駅に勤務することはあるのか明らかにすること。またその場合に宿泊施設の確保や支払いは誰が行うのか明らかにすること。
9. 営業型・技術型の制服が両方必要になる場合の制服、制帽、名札等の貸与数について明らかにすること。
10. 通勤で自家用車を使用する際に通勤手当、通勤超勤は支給されるのか明らかにすること。またその際に駐車場の確保はされるのか明らかにすること。
11. 各業務において、見習いに必要な時間を明らかにすること。
12. 営業担当が輸送担当、輸送担当が営業担当の業務につくことはあるのか明らかにすること。
13. エリア内の委託駅、委託コーナーに勤務することはあるのか明らかにすること。
14. 複数駅勤務を担当する社員の選定方法を明らかにすること。
15. エルダー社員の運用について考え方を明らかにすること。
16. 営業統括センターにおけるサステイナブルな鉄道オペレーションの確立について具体的な内容を明らかにすること。
17. 拠点駅に常時出勤となる社員、及び常時ではなく日勤等で拠点駅に出勤する社員はいるのか明らかにすること。またロッカーやレターケース等の設置方について明らかにすること。
18. 通勤超勤の経過措置について、対象となる基準を明らかにすること。
19. 他系統との兼務や業務形態について具体的な業務を明らかにすること。
20. 各営業統括センターの地区センターの業務内容を明らかにすること。
21. 営業統括センター発足に伴い電話番号等に変更はあるのか明らかにすること。
22. 他系統からの兼務発令の基準について明らかにすること。
23. 企画部門からの業務移管、運輸区等との業務融合について具体的な内容を明らかにすること。
24. 管理駅が受け持つ被管理駅の管理体制に変更はあるのか明らかにすること。
25. 事務担当の体制に変更はあるのか明らかにすること。
26. 「業務」の領域の拡大とは具体的に何を指すのか明らかにすること。
27. プラス一駅の近辺に実家がある場合、実家から通うことは可能か明らかにすること。その場合、天災等により遅れ等が発生した場合、出勤遅延等になるのか明らかにすること。
28. 輸送サービスや地域活性等に関する企画業務の具体的な内容を明らかにすること。
29. 所属する営業統括センター外への助勤及び兼務はあるのか明らかにすること。
30. 新たなジョブローテーションにおける同一職場、同一担務10年の考え方を明らかにすること。